

「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令」の概要

令和5年12月

環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室
経済産業省産業技術環境局環境経済室

1. 改正の背景

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第26条第1項に基づき事業者が事業所管大臣に報告する「温室効果ガス算定排出量」（同条第3項で規定）の算定方法の見直しについて、令和4年1月から12月まで、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」※において議論を行い、同年12月に中間取りまとめを公表したところ。
- これを踏まえ、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号（以下「算定省令」という。））について、所要の改正を行う。

※ 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/study>

2. 改正の内容

- エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定方法等について、以下のとおり改める。【第2条及び別表第1関係】

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第7条第1項第1号における規定		算定省令における規定	
算定対象活動	算定式	区分	排出係数
都市ガスの使用	都市ガス使用量×単位使用量当たりの排出量	ガス事業者が供給した都市ガスを使用している場合	環境大臣及び経済産業大臣が公表するガス事業者ごとの係数
		上記の規定により算定できない場合	実測等に基づき適切と認められるもの
		上記2つの規定	代替値として環境大臣及び経済産業大臣

算定対象活動	算定式	により算定できない場合 区分	が公表する係数			
			燃料種別の発熱量		燃料種別の炭素排出係数	
			単位	値	単位	値
燃料（都市ガスを除く）の使用	（燃料種ごとに）燃料使用量×単位使用量当たりの発熱量×単位発熱量当たりの炭素排出量×44/12	輸入原料炭	GJ/t	28.7	tC/GJ	0.0246
		コークス用原料炭	GJ/t	28.9	tC/GJ	0.0245
		吹込用原料炭	GJ/t	28.3	tC/GJ	0.0251
		輸入一般炭	GJ/t	26.1	tC/GJ	0.0243
		国産一般炭	GJ/t	24.2	tC/GJ	0.0242
		輸入無煙炭	GJ/t	27.8	tC/GJ	0.0259
		石炭コークス	GJ/t	29.0	tC/GJ	0.0299
		石油コークス、 FCC コーク	GJ/t	34.1	tC/GJ	0.0245
		コールタール	GJ/t	37.3	tC/GJ	0.0209
		石油アスファルト	GJ/t	40.0	tC/GJ	0.0204
		コンデンセート (NGL)	GJ/kl	34.8	tC/GJ	0.0183
		原油（コンデン セート（NGL） を除く）	GJ/kl	38.3	tC/GJ	0.0190
		揮発油	GJ/kl	33.4	tC/GJ	0.0187
		ナフサ	GJ/kl	33.3	tC/GJ	0.0186
		ジェット燃料油	GJ/kl	36.3	tC/GJ	0.0186
		灯油	GJ/kl	36.5	tC/GJ	0.0187
		軽油	GJ/kl	38.0	tC/GJ	0.0188
		A 重油	GJ/kl	38.9	tC/GJ	0.0193
		B・C 重油	GJ/kl	41.8	tC/GJ	0.0202
		潤滑油	GJ/kl	40.2	tC/GJ	0.0199
液化石油ガス (LPG)	GJ/t	50.1	tC/GJ	0.0163		
石油系炭化水素 ガス	GJ/千 m3	46.1	tC/GJ	0.0144		
液化天然ガス (LNG)	GJ/t	54.7	tC/GJ	0.0139		

		天然ガス（液化天然ガス（LNG）を除く）	GJ/千 m3	38.4	tC/GJ	0.0139
		コークス炉ガス	GJ/千 m3	18.4	tC/GJ	0.0109
		高炉ガス	GJ/千 m3	3.23	tC/GJ	0.0264
		発電用高炉ガス	GJ/千 m3	3.45	tC/GJ	0.0264
		転炉ガス	GJ/千 m3	7.53	tC/GJ	0.0420
		RDF	GJ/t	18.0	tC/GJ	0.0162
		RPF	GJ/t	26.9	tC/GJ	0.0166
		廃タイヤ	GJ/t	33.2	tC/GJ	0.0135
		廃プラスチック類（一般廃棄物）	GJ/t	29.3	tC/GJ	0.0257
		廃プラスチック類（産業廃棄物）	GJ/t	29.3	tC/GJ	0.0239
		廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く）、廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く）から製造された燃料炭化水素油	GJ/kl	40.2	tC/GJ	0.0179
		廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油	GJ/kl	38.0	tC/GJ	0.0188
算定対象活動	算定式	区分	単位		排出係数	
他人から供給され	電気使用量×単位使用量当たりの排出量	電気事業者が供給した電気を使用している場合	環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの係数			

た電気の 使用		上記の規定により算定できない場合	実測等に基づき適切と認められるもの	
		上記2つの規定により算定できない場合	代替値として環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数	
他人から 供給され た熱の使 用	(熱の種類ごとに)熱使用量×単位使用量当たりの排出量	産業用蒸気	tCO2/GJ	0.0654
		<産業用以外の蒸気、温水及び冷水> 熱供給事業者が供給した熱を使用している場合	環境大臣及び経済産業大臣が公表する熱供給事業者ごとの係数	
		<産業以外の蒸気、温水及び冷水> 上記の規定により算定できない場合	実測等に基づき適切と認められるもの	
		<産業以外の蒸気、温水及び冷水> 上記2つの規定により算定できない場合	代替値として環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数	

- エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素（非エネ起 CO2）の排出量の算定に用いる係数等について、以下のとおり改める。【第3条及び別表第2から3の2まで関係】

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令別表第7における規定		算定省令における規定		
算定対象 活動	算定式	排出係数		
		区分	単位	値
石炭の生産	坑内掘生産量×(採掘時又は採掘後工程	石炭坑での採掘における採掘時	tCO2/t	0.000037
		石炭坑での採掘における	tCO2/t	0.000040

	時に) 単位生産量当たりの排出量	る採掘後の工程時		
	露天掘生産量×(排出される時期ごとに) 単位生産量当たりの排出量	露天掘による採掘における採掘時	tCO2/t	0.000019
		露天掘による採掘における採掘後の工程時	tCO2/t	0.0000016
原油又は天然ガスの試掘	試掘された坑井数×単位井数当たりの排出量	—	tCO2/井数	0.000028
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	性状に関する試験が行われた井数×単位実施井数当たりの排出量	—	tCO2/井数	5.7
原油又は天然ガスの生産	原油(コンデンセートを除く)生産量×単位生産量当たりの排出量	生産に係る坑井における通気弁	tCO2/kl	0.000095
		生産に係る陸上の坑井における施設からの生産に係る排出	tCO2/kl	0.00013
		生産に係る海上の坑井における施設からの生産に係る排出	tCO2/kl	0.000000043
		生産に伴って発生するガスの焼却	tCO2/kl	0.041
	天然ガス生産量×単位生産量当たりの排出量	生産に係る坑井における通気弁	tCO2/m3	0.00013
		生産に係る陸上の坑井における施設からの生産に係る排出	tCO2/m3	0.000000082
		生産に係る海上の坑井における施設からの生産に係る排出	tCO2/m3	0.000000014
		生産に伴い処理に係る	tCO2/m3	0.00000024

		施設からの排出		
		採掘に付随して発生するガスの焼却	tCO2/m3	0.0000012
		処理に付随して発生するガスの焼却	tCO2/m3	0.0000018
	生産された坑井数×単位井数当たりの点検に伴う排出量	坑井の点検	tCO2/井数	0.00048
原油の輸送	原油輸送量×単位輸送量当たりの排出量	原油（コンデンセートを除く）（パイプラインにより輸送している場合）	tCO2/kl	0.00000049
		原油（コンデンセートを除く）（パイプライン以外により輸送している場合）	tCO2/kl	0.0000023
		コンデンセート	tCO2/kl	0.0000072
地熱発電施設における蒸気の生産	蒸気生産量×単位生産量当たりの排出量	—	tCO2/t	0.0087
セメントクリンカーの製造	セメントクリンカー製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tCO2/t	0.515
生石灰の製造	（原料種ごとに）使用量×単位使用量当たりの排出量	石灰石	tCO2/t	0.428
		ドロマイト	tCO2/t	0.449
ソーダ灰ガラスの製造	（原料種ごとに）使用量×単位使用量当たりの排出量	石灰石	tCO2/t	0.440
		ドロマイト	tCO2/t	0.471
		ソーダ灰（国内産）	tCO2/t	0.413
		ソーダ灰（輸入）	tCO2/t	0.415
		炭酸バリウム	tCO2/t	0.22

		炭酸カリウム	tCO2/t	0.32
		炭酸ストロンチウム	tCO2/t	0.30
		炭酸リチウム	tCO2/t	0.60
その他用途・プロセスでの炭酸塩の使用	使用量×単位使用量当たりの排出量	石灰石	tCO2/t	0.440
		ドロマイト	tCO2/t	0.471
		ソーダ灰（国内産）	tCO2/t	0.413
		ソーダ灰（輸入）	tCO2/t	0.415
アンモニアの製造	（原料種ごとに）原料使用量×単位使用量当たりの排出量	石炭	tCO2/t	2.33
		石油コークス	tCO2/t	3.06
		ナフサ	tCO2/kl	2.27
		液化天然ガス（LNG）	tCO2/t	2.79
		天然ガス（液化天然ガス（LNG）を除く）	tCO2/1,000m3	1.96
炭化けい素の製造	石油コークス使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tCO2/t	2.3
炭化カルシウムの製造	炭化カルシウム製造量×単位製造量当たりの排出量	炭化カルシウムの製造	tCO2/t	1.09
		製造された生石灰を炭化カルシウムの原料として使用した場合の生石灰の製造	tCO2/t	0.76
二酸化チタンの製造	（製造方法ごとに）二酸化チタン製造量×単位製造量当たりの排出量	二酸化チタンをルチルから分離させる方法	tCO2/t	1.43
		塩化チタンと酸素を化学反応させる方法	tCO2/t	1.34
ソーダ灰の製造	ソーダ灰の製造によるCO2使用量	—	—	—
エチレン等の製造	（製品の種類ごとに）製造量×単位製造量当たりの排出量	エチレン（ナフサからの製造）	tCO2/t	1.56
		エチレン（軽油からの製造）	tCO2/t	2.06

	出量	エチレン（エタンからの製造）	tCO2/t	0.86
		エチレン（プロパンからの製造）	tCO2/t	0.94
		エチレン（ブタンからの製造）	tCO2/t	0.96
		エチレン（その他原料からの製造）	tCO2/t	1.56
		クロロエチレン	tCO2/t	0.065
		酸化エチレン	tCO2/t	0.33
		アクリロニトリル	tCO2/t	0.73
		カーボンブラック	tCO2/t	2.1
		無水フタル酸	tCO2/t	0.37
		無水マレイン酸	tCO2/t	1.1
		水素	tCO2/Nm3	0.00085
カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用	アセチレン使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tCO2/t	3.38
電気炉における炭素電極の使用	炭素電極使用量×単位使用量当たりの排出量	製鋼用の電気炉	tCO2/t	44/12
鉄鋼の製造における鉱物の使用	（原料種ごとに）使用量×単位使用量当たりの排出量	石灰石	tCO2/t	0.440
		ドロマイト	tCO2/t	0.471
鉄鋼の製造において生じるガスの燃焼（フレアリング）	（ガス種ごとに）燃焼（フレアリング）量×単位燃焼（フレアリング）量当たりの排出量	高炉ガス	tCO2/1,000m3	0.313
		転炉ガス	tCO2/1,000m3	1.16
潤滑油等	（製品の種類）	潤滑油	tCO2/kl	0.587

の使用	ごとに) 使用量×単位使用量当たりの排出量	グリース	tCO2/t	0.150
		パラフィンろう	tCO2/t	0.598
非メタン揮発性有機化合物(NMVOC)を含む溶剤の焼却	焼却量×単位焼却量当たりの排出量	—	tCO2/t	2.35
ドライアイスの製造	ドライアイスの製造のために使用したCO2の量—ドライアイス出荷量	—	—	—
ドライアイスの使用	ドライアイスとしてのCO2使用量	—	—	—
炭酸ガスのボンベへの封入	ボンベへの封入のための炭酸ガス使用量—ボンベに封入された炭酸ガスの量	—	—	—
炭酸ガスの使用	炭酸ガスの使用に伴い排出されたCO2の量	—	—	—
耕地における肥料の使用	(肥料の種類ごとに) 使用量×単位使用量当たりの排出量	ドロマイト	tCO2/t	0.48
		炭酸カルシウム	tCO2/t	0.44
		尿素	tCO2/t	0.73
廃棄物の焼却	(廃棄物の種類ごとに) 焼	廃油(植物性のもの及び動物性のもの並びに	tCO2/t	2.93

却量×単位焼却量当たりの排出量	特定有害産業廃棄物を除く)		
	廃油（特定有害産業廃棄物に限る）	tCO2/t	1.02
	合成繊維	tCO2/t	2.31
	廃タイヤ	tCO2/t	1.64
	合成繊維及び廃ゴムタイヤ以外の廃プラスチック類（産業廃棄物）	tCO2/t	2.56
	ポリエチレンテレフタレート製の容器	tCO2/t	2.27
	廃プラスチック類（合成繊維、廃タイヤ、廃プラスチック類（産業廃棄物であるものに限る）及びポリエチレンテレフタレート製の容器を除く）	tCO2/t	2.76
	紙くず	tCO2/t	0.144
	紙おむつ	tCO2/t	1.22

○ メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）の排出量の算定に用いる発熱量について、以下の通り改める。【別表第5関係】

区分	燃料種別の発熱量	
	単位	値
輸入原料炭	GJ/t	28.7
コークス用原料炭	GJ/t	28.9
吹込用原料炭	GJ/t	28.3
輸入一般炭	GJ/t	26.1
国産一般炭	GJ/t	24.2
輸入無煙炭	GJ/t	27.8
石炭コークス	GJ/t	29.0
石油コークス、FCC コー	GJ/t	34.1

ク		
コールタール	GJ/t	37.3
石油アスファルト	GJ/t	40.0
コンデンセート (NGL)	GJ/kl	34.8
原油 (コンデンセート (NGL) を除く)	GJ/kl	38.3
揮発油	GJ/kl	33.4
ナフサ	GJ/kl	33.3
ジェット燃料油	GJ/kl	36.3
灯油	GJ/kl	36.5
軽油	GJ/kl	38.0
A 重油	GJ/kl	38.9
B・C 重油	GJ/kl	41.8
潤滑油	GJ/kl	40.2
液化石油ガス (LPG)	GJ/t	50.1
石油系炭化水素ガス	GJ/千 m3	46.1
液化天然ガス (LNG)	GJ/t	54.7
天然ガス (液化天然ガス (LNG) を除く)	GJ/千 m3	38.4
コークス炉ガス	GJ/千 m3	18.4
高炉ガス	GJ/千 m3	3.23
発電用高炉ガス	GJ/千 m3	3.45
転炉ガス	GJ/千 m3	7.53
都市ガス	GJ/千 m3	40.0
RDF	GJ/t	18.0
RPF	GJ/t	26.9
廃タイヤ	GJ/t	33.2
廃プラスチック類 (一般廃棄物)	GJ/t	29.3
廃プラスチック類 (産業廃棄物)	GJ/t	29.3
廃油 (植物性のもの及び動物性のものを除く)、 廃油 (植物性のもの及び動物性のものを除く) から製造された燃料炭化水素油	GJ/kl	40.2

廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油	GJ/kl	38.0
木材	GJ/t	13.2
木質廃材	GJ/t	17.1
黒液	GJ/t	13.6
バイオガス	GJ/千 m3	21.2
バイオマス（木材、木質廃材、黒液及びバイオガスを除く）	GJ/t	13.2

○ メタン（CH₄）の排出量の算定に用いる係数等について、以下のとおり改める。【第4条及び別表第4から第14まで関係】

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令別表第8における規定		算定省令における規定		
算定対象活動	算定式	排出係数		
		区分	単位	値
燃料の使用	（燃料種・炉種ごとに）燃料使用量×単位使用量当たりの発熱量×単位発熱量当たりの排出量	ボイラー（固体化石燃料、RDF、RPF、廃タイヤ、廃プラスチック）	tCH ₄ /GJ	0.00000013
		ボイラー（原油、B・C重油）	tCH ₄ /GJ	0.00000010
		ボイラー（液体化石燃料（原油及びB・C重油除く）、廃油、油化された廃プラスチック）	tCH ₄ /GJ	0.00000026
		ボイラー（気体化石燃料）	tCH ₄ /GJ	0.00000023
		ボイラー（発電施設）（木材・木質廃材）	tCH ₄ /GJ	0.00000020
		ボイラー（熱利用施設）（木材・木質廃材）	tCH ₄ /GJ	0.000016
		ボイラー（発電施設及び熱利用施設での使用）	tCH ₄ /GJ	0.000075

		を除く) (木質廃材)		
		ボイラー (黒液)	tCH4/GJ	0.0000043
		ボイラー (バイオガス)	tCH4/GJ	0.00000090
		ボイラー (その他バイオマス燃料)	tCH4/GJ	0.000016
		金属 (銅、鉛及び亜鉛を除く) 精錬用焼結炉 (化石燃料)	tCH4/GJ	0.000031
		金属精錬用ペレット焼成炉 (化石燃料)	tCH4/GJ	0.0000017
		金属鍛造炉、金属圧延加熱炉、金属又は金属製品の熱処理用加熱炉 (固体化石燃料)	tCH4/GJ	0.000013
		金属鍛造炉、金属圧延加熱炉、金属又は金属製品の熱処理用加熱炉 (液体化石燃料、気体化石燃料)	tCH4/GJ	0.00000043
		石油製品、石油化学製品若しくはコールタール製品の製造に用する加熱炉又はガス加熱炉 (固体化石燃料)	tCH4/GJ	0.000013
		石油製品、石油化学製品若しくはコールタール製品の製造に用する加熱炉又はガス加熱炉 (液体化石燃料、気体化石燃料)	tCH4/GJ	0.00000016
		触媒再生塔 (石炭を除く固体化石燃料)	tCH4/GJ	0.000000054
		焼成炉 (金属精錬用ペレット焼成炉を除く) (化石燃料)	tCH4/GJ	0.0000015

	セメント原料乾燥炉、 れんが原料乾燥炉、骨 材又は鑄型の乾燥炉 (化石燃料)	tCH4/GJ	0.000029
	その他乾燥炉(化石燃 料)	tCH4/GJ	0.0000066
	その他工業炉(固体化 石燃料、RPF、廃タイ ヤ、廃プラスチック)	tCH4/GJ	0.000013
	その他工業炉(液体化 石燃料)	tCH4/GJ	0.00000083
	その他工業炉(気体化 石燃料)	tCH4/GJ	0.0000023
	ガスタービン(航空機 又は船舶に用いられる ものを除く)(液体化 石燃料、気体化石燃 料)	tCH4/GJ	0.00000081
	ディーゼル機関(自動 車、鉄道車両又は船舶 に用いられるものを除 く)(液体化石燃料、 気体化石燃料)	tCH4/GJ	0.00000070
	ガス機関又はガソリン 機関(航空機、自動車 又は船舶に使われるも のを除く)(液体化石 燃料、気体化石燃料)	tCH4/GJ	0.000054
	業務用のこんろ、湯沸 器、ストーブその他の 事業者が事業活動の用 に供する機械器具(固 体化石燃料)	tCH4/GJ	0.00029
	業務用のこんろ、湯沸 器、ストーブその他の 事業者が事業活動の用	tCH4/GJ	0.0000095

		に供する機械器具（液体化石燃料）		
		業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具（気体化石燃料）	tCH4/GJ	0.0000045
		業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具（バイオマス燃料）	tCH4/GJ	0.00029
コークスの製造	コークス製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tCH4/t	0.00012
電気炉における電気の使用	電気使用量×単位使用量当たりの排出量	製鋼、合金鉄、炭化けい素の製造の用に供する電気炉	tCH4/kWh	0.000000046
石炭の生産	坑内掘生産量×（排出される時期ごとに）単位生産量当たりの排出量	石炭坑での採掘における採掘時	tCH4/t	0.0015
		石炭坑での採掘における採掘後の工程時	tCH4/t	0.0017
	露天掘生産量×（排出される時期ごとに）単位生産量当たりの排出量	露天掘による採掘における採掘時	tCH4/t	0.00080
		露天掘による採掘における採掘後の工程時	tCH4/t	0.000067
木炭の製造	木炭製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tCH4/t	0.040

原油又は天然ガスの試掘	試掘された坑井数×単位井数当たりの排出量	—	tCH4/井数	0.00043
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	性状に関する試験が行われた坑井数×単位実施井数当たりの排出量	—	tCH4/井数	0.27
原油又は天然ガスの生産	原油（コンデンセートを除く）生産量×単位生産量当たりの排出量	生産に係る坑井における通気弁	tCH4/kl	0.00072
		生産に伴い陸上の坑井における施設からの生産に係る排出	tCH4/kl	0.0018
		生産に伴い海上の坑井における施設からの生産に係る排出	tCH4/kl	0.00000059
		生産に付随して発生するガスの焼却	tCH4/kl	0.000025
	天然ガス生産量×単位生産量当たりの排出量	生産に係る陸上の坑井における施設からの生産に係る排出	tCH4/m3	0.0000023
		生産に係る海上の坑井における施設からの生産に係る排出	tCH4/m3	0.00000038
		生産に伴い処理に係る施設からの排出	tCH4/m3	0.00000076
		採掘に付随して発生するガスの焼却	tCH4/m3	0.0000000076
		処理に付随して発生するガスの焼却	tCH4/m3	0.0000000012
	生産された坑井数×単位井数当たりの点検に伴う排出量	—	tCH4/井数	0.064

原油の輸送	原油輸送量×単位輸送量当たりの排出量	原油（パイプラインにより輸送）	tCH4/kl	0.0000054
		原油（パイプライン以外により輸送）	tCH4/kl	0.000025
		コンデンセート	tCH4/kl	0.00011
原油の精製	コンデンセート精製量×単位精製量当たりの排出量	貯蔵時	tCH4/kl	0.000000026
		精製時	tCH4/kl	0.0000024
	原油（コンデンセートを除く）精製量×単位精製量当たりの排出量	貯蔵時	tCH4/kl	0.000000029
		精製時	tCH4/kl	0.0000026
天然ガスの輸送	天然ガス輸送量×単位輸送量当たりの排出量	—	tCH4/m3	0.00000012
都市ガスの製造	（原料種ごとに）原料使用量×単位使用量当たりの排出量	液化天然ガス（LNG）	tCH4/PJ	0.26
		天然ガス（液化天然ガス（LNG）を除く）	tCH4/PJ	0.26
都市ガスの供給	都市ガス供給量×単位供給量当たりの排出量	—	tCH4/m3	0.000000095
地熱発電施設における蒸気の生産	蒸気生産量×単位生産量当たりの排出量	—	tCH4/t	0.000017
エチレン等の製造	（製品の種類ごとに）製造量×単位製造量当たりの排出量	エチレン（エタンからの製造）	tCH4/t	0.0060
		エチレン（エタンから製造されたものを除く）	tCH4/t	0.0030
		酸化エチレン	tCH4/t	0.0018

		カーボンブラック	tCH4/t	0.029
		スチレン	tCH4/t	0.000031
家畜の飼養（消化管内発酵）	（家畜種ごとに）平均的な飼養頭数×単位飼養頭数当たりの体内からの排出量	乳用牛	tCH4/頭	0.10
		肉用牛	tCH4/頭	0.063
		馬	tCH4/頭	0.018
		めん羊	tCH4/頭	0.0080
		山羊	tCH4/頭	0.0050
		豚	tCH4/頭	0.0014
		水牛	tCH4/頭	0.055
家畜の排せつ物の管理	（家畜のふん尿の管理方法ごとに）ふん尿中の有機物量×単位有機物量当たりの管理に伴う排出量	牛のふん尿（天日乾燥）	tCH4/t	0.0020
		牛のふん尿（火力乾燥）	tCH4/t	0
		乳用牛のふん尿（堆積発酵）	tCH4/t	0.038
		肉用牛のふん尿（堆積発酵）	tCH4/t	0.0013
		牛のふん尿（焼却）	tCH4/t	0.0040
		牛のふん尿（浄化）	tCH4/t	0.0030
		乳用牛のふん尿（貯留又は産業廃棄物処理）	tCH4/t	0.023
		肉用牛のふん尿（貯留又は産業廃棄物処理）	tCH4/t	0.034
		牛のふん（強制発酵）	tCH4/t	0.0011
		牛の尿（強制発酵）	tCH4/t	0.0011
		乳用牛のふんと尿の混合物（強制発酵）	tCH4/t	0.0011
		肉用牛のふんと尿の混合物（強制発酵）	tCH4/t	0.0011
		乳用牛のふん（メタン発酵）	tCH4/t	0.038
		肉用牛のふん（メタン発酵）	tCH4/t	0.0013
		乳用牛の尿又はふんと尿の混合物（メタン発酵）	tCH4/t	0.030

	肉用牛の尿又はふんと尿の混合物（メタン発酵）	tCH4/t	0.035
	乳用牛のふん（その他処理）	tCH4/t	0.038
	肉用牛のふん（その他処理）	tCH4/t	0.0040
	乳用牛の尿又はふんと尿の混合物（その他処理）	tCH4/t	0.038
	肉用牛の尿又はふんと尿の混合物（その他処理）	tCH4/t	0.040
	豚のふん尿（天日乾燥）	tCH4/t	0.0020
	豚のふん尿（火力乾燥）	tCH4/t	0
	豚のふん尿（堆積発酵）	tCH4/t	0.0016
	豚のふん尿（焼却）	tCH4/t	0.0040
	豚のふん尿（浄化）	tCH4/t	0.0091
	豚のふん尿（貯留又は産業廃棄物処理）	tCH4/t	0.092
	豚のふん（強制発酵）	tCH4/t	0.00080
	豚の尿（強制発酵）	tCH4/t	0.0030
	豚のふんと尿の混合物（強制発酵）	tCH4/t	0.00080
	豚のふん（メタン発酵）	tCH4/t	0.0016
	豚の尿又はふんと尿の混合物（メタン発酵）	tCH4/t	0.036
	豚のふん（その他処理）	tCH4/t	0.0040
	豚の尿又はふんと尿の混合物（その他処理）	tCH4/t	0.11
	鶏のふん（天日乾燥）	tCH4/t	0.0014

		鶏のふん（火力乾燥又は炭化处理）	tCH4/t	0
		採卵鶏のふん（堆積発酵）	tCH4/t	0.0013
		ブロイラーのふん（堆積発酵）	tCH4/t	0.00020
		鶏のふん（焼却）	tCH4/t	0.0040
		採卵鶏のふん（貯留又は産業廃棄物処理）	tCH4/t	0.0013
		ブロイラーのふん（貯留又は産業廃棄物処理）	tCH4/t	0.00020
		鶏のふん（強制発酵）	tCH4/t	0.00080
		採卵鶏のふん（メタン発酵）	tCH4/t	0.0013
		ブロイラーのふん（メタン発酵）	tCH4/t	0.00020
		鶏のふん（その他処理）	tCH4/t	0.0040
	（家畜種ごとに）平均的な飼養頭羽数×単位飼養頭羽数当たりのふん尿からの排出量	馬	tCH4/頭	0.0023
		めん羊	tCH4/頭	0.00028
		山羊	tCH4/頭	0.00020
		水牛	tCH4/頭	0.0020
		うさぎ	tCH4/羽	0.000080
		ミンク	tCH4/頭	0.00068
	（家畜種ごとに）平均的な放牧頭羽数×単位放牧頭羽数当たりのふん尿からの排出量	牛	tCH4/頭	0.0011
		鶏	tCH4/羽	0.0000059
稲作	（水田種ごとに）作付面積×単位面積当たりの排出量	間断灌漑水田	tCH4/m ²	0.000029
		常時湛水田	tCH4/m ²	0.000039

農業廃棄物の焼却	(農業廃棄物の種類ごとに) 農業廃棄物の屋外焼却量×単位焼却量当たりの排出量	水稲、とうもろこし、いも類、豆類、てんさい、さとうきび、野菜類その他の作物	tCH4/t	0.0022
		麦類	tCH4/t	0.0024
廃棄物の埋立処分	(廃棄物の種類ごとに) 最終処分場に埋め立てられた廃棄物量×単位廃棄物量当たりの排出量	食物くず(嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるもの)	tCH4/t	0.15
		食物くず(嫌気性埋立構造以外の最終処分場で処分されるもの)	tCH4/t	0.072
		紙くず(嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるもの)	tCH4/t	0.14
		紙くず(嫌気性埋立構造以外の最終処分場で処分されるもの)	tCH4/t	0.068
		繊維くず、木くず又は製造業に係る有機性の汚泥(嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるもの)	tCH4/t	0.15
		繊維くず、木くず又は製造業に係る有機性の汚泥(嫌気性埋立構造以外の最終処分場で処分されるもの)	tCH4/t	0.075
		消化設備に係る汚泥(嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるもの)	tCH4/t	0.10
		消化設備に係る汚泥(嫌気性埋立構造以外の最終処分場で処分されるもの)	tCH4/t	0.050

		下水汚泥（消化設備に係る汚泥を除く）、し尿処理施設に係る汚泥又は動物のふん尿（嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるもの）	tCH4/t	0.13
		下水汚泥（消化設備に係る汚泥を除く）、し尿処理施設に係る汚泥又は動物のふん尿（嫌気性埋立構造以外の最終処分場で処分されるもの）	tCH4/t	0.067
		浄水施設に係る汚泥（嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるもの）	tCH4/t	0.020
		浄水施設に係る汚泥（嫌気性埋立構造以外の最終処分場で処分されるもの）	tCH4/t	0.010
堆肥の生産	（廃棄物の種類ごとに）堆肥化処理量×単位堆肥化処理量当たりの排出量	木くず（一般廃棄物に限る）	tCH4/t	0.00035
		一般廃棄物（木くずを除く）又は産業廃棄物		0.00096
廃棄物の焼却	（炉種ごとに）焼却量×単位焼却量当たりの排出量	連続燃焼式焼却施設	tCH4/t	0.000026
		准連続燃焼式焼却施設	tCH4/t	0.000021
		バッチ燃焼式焼却施設	tCH4/t	0.000011
		ガス化熔融炉施設	tCH4/t	0.000069

	(産業廃棄物の種類ごとに) 焼却量×単位焼却量当たりの排出量	感染性廃棄物(廃プラスチック類を除く)	tCH4/t	0.00023	
		廃プラスチック類	tCH4/t	0.0000080	
		汚泥	tCH4/t	0.0000015	
		廃油	tCH4/t	0.0000040	
		紙くず、木くず、繊維くず、動物性若しくは植物性の残さ又は動物の死体(感染性廃棄物を除く)	tCH4/t	0.00023	
工場廃水の処理	工場廃水処理施設流入水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量×単位生物化学的酸素要求量当たりの工場廃水処理に伴う排出量	食料品製造業に係る工業廃水	tCH4/kgBOD	0.0000012	
		パルプ・紙・紙加工品製造業に係る工業廃水	tCH4/kgBOD	0.0000025	
		化学工業に係る工業廃水	tCH4/kgBOD	0.00000092	
		鉄鋼業に係る工業廃水	tCH4/kgBOD	0.00000073	
		その他事業に係る工業廃水	tCH4/kgBOD	0.0000030	
下水、し尿等の処理	終末処理場における下水処理量×単位処理量当たりの排出量	終末処理場	tCH4/m3	0.00000088	
		(し尿処理方法ごとに)し尿及び浄化槽汚泥処理量×単位処理量当たりの排出量	し尿処理施設(嫌気性消化処理)	tCH4/m3	0.00054
		し尿処理施設(好気性消化処理)	tCH4/m3	0.0000055	
		し尿処理施設(高負荷生物学的脱窒素処理)	tCH4/m3	0.0000050	
		し尿処理施設(生物学的脱窒素処理(高負荷生物学的脱窒素処理を除く))	tCH4/m3	0.0000059	

		し尿処理施設（膜分離処理）	tCH4/m3	0.0000055
		し尿処理施設（その他処理）	tCH4/m3	0.0000055
	（施設種ごとに）処理対象人員×単位人員当たりの排出量	し尿処理施設（し尿及び雑排水の処理を行うために設置するものであって、し尿及び雑排水を管渠によって収集するもの）	tCH4/人	0.000062
		浄化槽法（昭和58年法律第43号）第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたもの	tCH4/人	0.00046
		合併処理浄化槽（性能評価型のものであって、高度に窒素の除去、窒素及びリンの除去又は生物化学的酸素要求量の除去をする性能を有するものに限る）	tCH4/人	0.0010
		合併処理浄化槽（その他性能評価型）	tCH4/人	0.0020
		合併処理浄化槽（構造例示型）	tCH4/人	0.0025
		くみ取便所の便槽	tCH4/人	0.000062

- 一酸化二窒素（N₂O）の排出量の算定に用いる係数等について、以下のとおり改める。
【第5条並びに別表第5、7、8、10から12まで及び15から17まで関係】

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令別表第9における規定	算定省令における規定
-------------------------------	------------

算定対象 活動	算定式	排出係数		
		区分	単位	値
燃料の使用	(燃料種・炉種ごとに) 燃料使用量×単位使用量当たりの発熱量×単位発熱量当たりの排出量	ボイラー (原油、B・C重油)	tN20/GJ	0.00000022
		ボイラー (原油及びB・C重油を除く液体化石燃料、廃油又は廃油若しくは廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油)	tN20/GJ	0.00000019
		ボイラー (気体化石燃料)	tN20/GJ	0.00000017
		ボイラー (発電施設) (木材・廃材)	tN20/GJ	0.00000087
		ボイラー (熱利用施設) (木材・廃材)	tN20/GJ	0.00000016
		ボイラー (黒液直接利用)	tN20/GJ	0.00000017
		ボイラー (バイオガス)	tN20/GJ	0.000000090
		ボイラー (その他バイオマス燃料)	tN20/GJ	0.00000016
		ボイラー (流動床式のものを除く) (固体化石燃料、RDF、RPF、廃タイヤ、木質廃材)	tN20/GJ	0.00000085
		常圧流動床式ボイラー (固体化石燃料、廃プラスチック類)	tN20/GJ	0.000054
		加圧流動床式ボイラー (原料炭、輸入無煙炭、コークス、コールタール、石油アスファルト)	tN20/GJ	0.00000085

		加圧流動床式ボイラー (一般炭)	tN20/GJ	0.0000052
		金属の精錬若しくは鑄造の用に供する溶鋳炉、転炉又は平炉(コークス炉ガス、高炉ガス)	tN20/GJ	0.000000047
		石油製品、石油化学製品若しくはコールタール製品の製造に用に供する加熱炉又はガス加熱炉(石油コークス、FCC コーク及び石油アスファルトを除く固体化石燃料)	tN20/GJ	0.0000011
		石油製品、石油化学製品若しくはコールタール製品の製造に用に供する加熱炉又はガス加熱炉(石油コークス、石油アスファルト)	tN20/GJ	0.0000012
		石油製品、石油化学製品若しくはコールタール製品の製造に用に供する加熱炉又はガス加熱炉(液体化石燃料、気体化石燃料)	tN20/GJ	0.00000021
		触媒再生塔(コークス、FCC コーク、コールタール又は石油アスファルト)	tN20/GJ	0.0000073
		コークス炉(液化石油ガス及び輸入天然ガスを除く気体化石燃料)	tN20/GJ	0.00000014
		その他工業炉(固体化石燃料、RPF、廃タイヤ、廃プラスチック)	tN20/GJ	0.0000011

		類)		
		その他工業炉（液体化石燃料）	tN20/GJ	0.0000018
		その他工業炉（気体化石燃料）	tN20/GJ	0.0000012
		ガスタービン（航空機又は船舶に用いられるものを除く）（液体化石燃料、気体化石燃料）	tN20/GJ	0.00000058
		ディーゼル機関（自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く）（液体化石燃料、気体化石燃料）	tN20/GJ	0.0000022
		ガス機関、ガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く）（液体化石燃料、気体化石燃料）	tN20/GJ	0.00000085
		業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具（固体化石燃料）	tN20/GJ	0.0000014
		業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具（液体化石燃料）	tN20/GJ	0.00000057
		業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具（気体化石燃料）	tN20/GJ	0.000000090

		業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具（バイオマス燃料）	tN20/GJ	0.0000038
木炭の製造	木炭製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tN20/t	0.000080
原油又は天然ガスの性状に関する試験	性状に関する試験が行われた井数×単位実施井数当たりの排出量	—	tN20/井数	0.000068
原油又は天然ガスの生産	原油（コンデンセートを除く）生産量×単位生産量当たりの排出量	生産に付随して発生するガスの焼却を行わない場合	tN20/kl	0
		生産に付随して発生するガスの焼却を行う場合	tN20/kl	0.00000064
	天然ガス生産量×単位生産量当たりの排出量	生産に付随して発生するガスの焼却を行わない場合	tN20/m3	0
		採取に付随して発生するガスの焼却を行う場合	tN20/m3	0.000000000021
		処理に付随して発生するガスの焼却を行う場合	tN20/m3	0.000000000025
	アジピン酸、硝酸又はカプロラクタムの製造	（製品の種類ごとに）製造量×単位製造量当たりの排出量	アジピン酸	tN20/t
硝酸			tN20/t	0.0033
カプロラクタム			tN20/t	0.0020
麻酔剤の使用	麻酔剤としてのN20使用量	—	—	—

半導体素 子等の製 造	使用量×単位 使用量あたり の排出量－回 収・適正処理 量	—	tN20/tN20	1
家畜の排 せつ物の 管理	(家畜のふん 尿の管理方法 ごとに) ふん 尿中の窒素量 ×単位窒素量 当たりの管理 に伴う排出量	牛のふん尿(天日乾 燥)	tN20/tN	0.031
		牛のふん尿(火力乾 燥)	tN20/tN	0.031
		乳用牛のふん尿(堆積 発酵)	tN20/tN	0.038
		肉用牛のふん尿(堆積 発酵)	tN20/tN	0.025
		牛のふん尿(焼却)	tN20/tN	0.0016
		牛のふん尿(浄化)	tN20/tN	0.045
		乳用牛のふん尿(貯留 又は産業廃棄物処理)	tN20/tN	0.00031
		肉用牛のふん尿(貯留 又は産業廃棄物処理)	tN20/tN	0
		牛のふん(強制発酵)	tN20/tN	0.0039
		牛の尿(強制発酵)	tN20/tN	0.0094
		乳用牛のふんと尿の混 合物(強制発酵)	tN20/tN	0.0094
		肉用牛のふんと尿の混 合物(強制発酵)	tN20/tN	0.0039
		乳用牛のふん(メタン 発酵)	tN20/tN	0.038
		肉用牛のふん(メタン 発酵)	tN20/tN	0.025
		乳用牛の尿又はふんと 尿の混合物(メタン発 酵)	tN20/tN	0.0024
		肉用牛の尿又はふんと 尿の混合物(メタン発 酵)	tN20/tN	0.0024
乳用牛のふん(その他 処理)	tN20/tN	0.038		

	肉用牛のふん（その他処理）	tN20/tN	0.031
	乳用牛の尿又はふんと尿の混合物（その他処理）	tN20/tN	0.045
	肉用牛の尿又はふんと尿の混合物（その他処理）	tN20/tN	0.045
	豚のふん尿（天日乾燥）	tN20/tN	0.031
	豚のふん尿（火力乾燥）	tN20/tN	0.031
	豚のふん尿（堆積発酵）	tN20/tN	0.039
	豚のふん尿（焼却）	tN20/tN	0.0016
	豚のふん尿（浄化）	tN20/tN	0.045
	豚のふん尿（貯留又は産業廃棄物処理）	tN20/tN	0
	豚のふん（強制発酵）	tN20/tN	0.0025
	豚の尿（強制発酵）	tN20/tN	0.0094
	豚のふんと尿の混合物（強制発酵）	tN20/tN	0.0025
	豚のふん（メタン発酵）	tN20/tN	0.039
	豚の尿又はふんと尿の混合物（メタン発酵）	tN20/tN	0.0024
	豚のふん（その他処理）	tN20/tN	0.039
	豚の尿又はふんと尿の混合物（その他処理）	tN20/tN	0.045
	鶏のふん（天日乾燥）	tN20/tN	0.0052
	鶏のふん（火力乾燥又は炭化処理）	tN20/tN	0.031
	採卵鶏のふん（堆積発酵）	tN20/tN	0.0085
	ブロイラーのふん（堆積発酵）	tN20/tN	0.0013

		鶏のふん（焼却）	tN20/tN	0.0016
		採卵鶏のふん（貯留又は産業廃棄物処理）	tN20/tN	0.0085
		ブロイラーのふん（貯留又は産業廃棄物処理）	tN20/tN	0.0013
		鶏のふん（強制発酵）	tN20/tN	0.0025
		採卵鶏のふん（メタン発酵）	tN20/tN	0.0085
		ブロイラーのふん（メタン発酵）	tN20/tN	0.0013
		鶏のふん（その他処理）	tN20/tN	0.031
（家畜のふん尿の管理方法ごとに）平均的な飼養頭羽数×単位飼養頭羽数当たりのふん尿からの排出量		めん羊	tN20/頭	0.00033
		山羊	tN20/頭	0.00030
		馬	tN20/頭	0.00099
		水牛（固形にしたふん尿の乾燥によりそのふん尿の管理が行われるもの）	tN20/頭	0.0014
		水牛（燃焼の用に供し、又は耕地に散布することによりそのふん尿の管理が行われるもの）	tN20/頭	0
		水牛（その他方法によりそのふん尿の管理が行われるもの）	tN20/頭	0.0014
		うさぎ	tN20/羽	0.00025
		ミンク	tN20/頭	0.00014
	（家畜種ごとに）平均的な放牧頭羽数×単位放牧頭羽数当たりのふ		牛	tN20/頭
		鶏	tN20/羽	0.0000029

	ん尿からの排出量			
耕地における肥料の使用	(作物種ごとに) 耕地において使用された肥料に含まれる窒素量×単位窒素量当たりの排出量	水稲	tN20/tN	0.0049
		茶樹	tN20/tN	0.046
		農作物(水稲、茶樹を除く)	tN20/tN	0.0097
耕地における農作物の残さの肥料としての使用	(作物種ごとに) 土壌にすき込まれた作物残さの量×単位作物残さの乾物量当たりの排出量	水稲(稲わら)	tN20/t	0.000054
		水稲(もみがら)	tN20/t	0.000042
		水稲(地下部)	tN20/t	0.000090
		牧草(飼料用)	tN20/t	0.00019
		牧草(肥料用)	tN20/t	0.00020
		青刈りとうもろこし(飼料用)	tN20/t	0.00011
		青刈りとうもろこし(肥料用)	tN20/t	0.000099
		ソルガム(飼料用)	tN20/t	0.000094
		ソルガム(肥料用)	tN20/t	0.00010
		青刈りえん麦(飼料用)	tN20/t	0.00013
		青刈りえん麦(肥料用)	tN20/t	0.00012
		青刈りらい麦(飼料用)	tN20/t	0.00017
		青刈りらい麦(肥料用)	tN20/t	0.00011
		青刈りの麦(飼料用) (青刈りえん麦及び青刈りらい麦を除く)	tN20/t	0.00015
		青刈りの麦(肥料用) (青刈りえん麦及び青刈りらい麦を除く)	tN20/t	0.00011
		小麦	tN20/t	0.000096
二条大麦	tN20/t	0.00029		
六条大麦	tN20/t	0.00012		

	裸麦	tN20/t	0.00018
	えん麦	tN20/t	0.00012
	らい麦	tN20/t	0.00012
	大豆	tN20/t	0.00011
	小豆	tN20/t	0.00014
	いんげんまめ	tN20/t	0.00013
	らっかせい	tN20/t	0.00023
	そば	tN20/t	0.00012
	なたね	tN20/t	0.00044
	こんにやく	tN20/t	0.00024
	いぐさ	tN20/t	0.00042
	かんしょ	tN20/t	0.00025
	ばれいしょ	tN20/t	0.00028
	さといも	tN20/t	0.00027
	やまのいも	tN20/t	0.00020
	とうもろこし	tN20/t	0.00019
	葉たばこ	tN20/t	0.00043
	茶	tN20/t	0.00027
	だいこん	tN20/t	0.00025
	かぶ	tN20/t	0.00025
	にんじん	tN20/t	0.00075
	ごぼう	tN20/t	0.00075
	れんこん	tN20/t	0.00075
	はくさい	tN20/t	0.00026
	こまつな	tN20/t	0.00083
	キャベツ	tN20/t	0.00043
	ちんげんさい	tN20/t	0.00083
	ほうれんそう	tN20/t	0.00083
	ふき	tN20/t	0.00083
	みつば	tN20/t	0.00083
	しゅんぎく	tN20/t	0.00083
	みずな	tN20/t	0.00083
	セルリー	tN20/t	0.00083
	アスパラガス	tN20/t	0.00028
	カリフラワー	tN20/t	0.00043
	ブロッコリー	tN20/t	0.00043

		レタス	tN20/t	0.000030
		ねぎ	tN20/t	0.000028
		にら	tN20/t	0.000028
		たまねぎ	tN20/t	0.000019
		にんにく	tN20/t	0.000028
		きゅうり	tN20/t	0.000063
		かぼちゃ	tN20/t	0.000063
		なす	tN20/t	0.000063
		トマト	tN20/t	0.000063
		ピーマン	tN20/t	0.000063
		さやいんげん	tN20/t	0.00016
		さやえんどう	tN20/t	0.00016
		そらまめ	tN20/t	0.00016
		えだまめ	tN20/t	0.00016
		しょうが	tN20/t	0.000050
		いちご	tN20/t	0.000063
		メロン	tN20/t	0.000063
		すいか	tN20/t	0.000063
		さとうきび	tN20/t	0.000086
		てんさい	tN20/t	0.00024
森林における肥料の使用	森林において使用された肥料に含まれる窒素量×単位窒素量当たりの排出量	—	tN20/tN	0.0097
農業廃棄物の焼却	(農業廃棄物の種類ごとに) 農業廃棄物の屋外焼却量×単位焼却量当たりの排出量	水稻、とうもろこし、いも類、豆類、てんさい、さとうきび、野菜類その他作物(麦類を除く。)	tN20/t	0.000056
		麦類	tN20/t	0.000063
堆肥の生産	(廃棄物の種類ごとに) 堆肥化処理量×単位堆肥化処	木くず(一般廃棄物に限る)	tN20/t	0.0000015
		一般廃棄物(木くずを除く)又は産業廃棄物	tN20/t	0.00027

	理量当たりの 排出量			
廃棄物の 焼却	(炉種ごと に) 一般廃棄 物の焼却量× 単位焼却量当 たりの排出量	連続燃焼式焼却施設	tN20/t	0.000038
		准連続燃焼式焼却施設	tN20/t	0.000073
		バッチ燃焼式焼却施設	tN20/t	0.000076
		ガス化溶融炉施設	tN20/t	0.000012
	(廃棄物の種 類ごとに) 焼 却量×単位焼 却量当たりの 排出量	感染性廃棄物	tN20/t	0.000077
		廃プラスチック類(廃 ゴムタイヤを除く)	tN20/t	0.000015
		下水汚泥(高分子凝集 剤を用いた脱水処理が 行われたあとに流動床 式焼却施設において通 常燃焼により焼却され るもの)	tN20/t	0.0015
		下水汚泥(高分子凝集 剤を用いた脱水処理が 行われたあと流動床式 焼却施設において高温 燃焼により焼却される もの)	tN20/t	0.00065
		下水汚泥(高分子凝集 剤を用いた脱水処理が 行われたあとに多段式 焼却炉で焼却されるも の)	tN20/t	0.00088
		下水汚泥(石灰系凝集 剤を用いた脱水処理が 行われたあとに焼却さ れるもの)	tN20/t	0.00029
		下水汚泥(多段吹込燃 焼式流動床炉、二段燃 焼式循環流動床炉又は ストーカ炉で焼却され るもの)	tN20/t	0.00026

		下水汚泥（炭化固形燃料化炉で焼却されるもの）	tN20/t	0.000031
		下水汚泥（その他の焼却）	tN20/t	0.00088
		汚泥（感染症廃棄物及び下水汚泥を除く）	tN20/t	0.000099
		廃油	tN20/t	0.000062
		紙くず、木くず、繊維くず、動物性若しくは植物性の残さ又は家畜の死体	tN20/t	0.000077
工場廃水の処理	工場廃水処理施設流入水中の窒素量×単位窒素量当たりの処理に伴う排出量	食料品製造業に係る工業廃水	tN20/tN	0.00047
		パルプ・紙・紙加工品製造業に係る工業廃水	tN20/tN	0.000014
		化学工業に係る工業廃水	tN20/tN	0.017
		鉄鋼業に係る工業廃水	tN20/tN	0.0040
		その他業種に係る工業廃水	tN20/tN	0.0053
下水、し尿等の処理	終末処理場における下水処理量×単位処理量当たりの排出量	標準活性汚泥法による処理	tN20/m3	0.00000014
		嫌気好気活性汚泥法による処理	tN20/m3	0.000000030
		嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒による処理	tN20/m3	0.000000012
		循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法による処理	tN20/m3	0.000000011
	（し尿処理方法ごとに）し尿及び浄化槽汚泥中の窒素	し尿処理施設（嫌気性消化処理）	tN20/tN	0.0000045
		し尿処理施設（好気性消化処理）	tN20/tN	0.0000045

量×単位窒素量当たりの処理に伴う排出量	し尿処理施設（高負荷生物学的脱窒素処理）	tN20/tN	0.0029
	し尿処理施設（生物学的脱窒素処理（標準脱窒素処理））	tN20/tN	0.0000045
	し尿処理施設（膜分離処理）	tN20/tN	0.0024
	し尿処理施設（その他処理）	tN20/tN	0.0000045
（施設種ごとに）処理対象人員×単位人員当たりの排出量	し尿処理施設（し尿及び雑排水の処理を行うために設置するものであって、し尿及び雑排水を管渠によって収集するもの）	tN20/人	0.0000048
	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたもの	tN20/人	0.000039
	合併処理浄化槽（性能評価型のものであって、高度に窒素の除去、窒素及びリンの除去又は生物学的酸素要求量の除去をする性能を有するものに限る）	tN20/人	0.00012
	合併処理浄化槽（その他性能評価型）	tN20/人	0.000055
	合併処理浄化槽（構造例示型）	tN20/人	0.000072
	くみ取便所の便槽	tN20/人	0.00000022

○ ハイドロフルオロカーボン（HFC）の排出量の算定に用いる係数等について、以下のとおり改める。【第6条関係】

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令別表第10における規定		算定省令における規定		
算定対象活動	算定式	排出係数		
		区分	単位	値
クロロジフルオロメタン（HCFC-22）の製造	HCFC-22 製造量×単位製造量当たりのHFC-23 生成量－回収・適正処理量	—	tHFC-23/tHCFC-22	0.017
ハイドロフルオロカーボン（HFC）の製造	製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tHFC/tHFC	0.0035
マグネシウム合金の鋳造	マグネシウム合金の鋳造によるHFC使用量	—	—	—
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるHFC又はPFCの使用	HFC使用量×単位使用量当たりの排出量－回収・適正処理量	半導体素子又は半導体集積回路の加工	tHFC/tHFC	0.40
		液晶デバイスの加工	tHFC/tHFC	0.20
	PFC使用量×単位使用量当たりの排出量－回収・適正処理量	パーフルオロシクロブタンごとの半導体素子又は半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工	tHFC-23/tPFC-c318	0.020
家庭用エアコンディショナー等HFC封入製品	（製品種ごとに）製造時の使用量×単位使用量当たりの排出量	家庭用エアコンディショナー	tHFC/tHFC	0.0010
		業務用冷凍空気調和機器（自動販売機を除く）	tHFC/tHFC	0.0020

の製造におけるHFCの封入	(製品種ごとに)製造台数×単位台数当たりの排出量	自動販売機	tHFC/台	0.00000062
		自動車用エアコンディショナー	tHFC/台	0.0000010
業務用冷凍空気調和機器の使用開始におけるHFCの封入	機器使用開始時の使用量×単位使用量当たりの排出量	業務用冷凍空気調和機器(自動販売機を除く)	tHFC/tHFC	0.020
業務用冷凍空気調和機器等の整備におけるHFCの回収及び封入	回収時残存量－回収・適正処理量＋再封入時使用量×単位使用量当たりの排出量	業務用冷凍空気調和機器(自動販売機を除く)	tHFC/tHFC	0.010
		自動販売機	tHFC/台	0.00000080
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の廃棄におけるHFCの回収	(製品種ごとに)回収時残存量－回収・適正処理量	家庭用電気冷蔵庫	—	—
		家庭用エアコンディショナー	—	—
		業務用冷凍空気調和機器(自動販売機を除く)	—	—
		自動販売機	—	—
		自動車用エアコンディショナー	—	—
プラスチック製造	ポリエチレンフォーム製造	ポリエチレンフォーム	—	—

における 発泡剤と しての HFC の使 用	時の使用量			
	ウレタンフ ォーム製造時の 使用量×単位 使用量当たり の排出量	ウレタンフ ォーム	tHFC/tHFC	0.10
噴霧器の 製造にお ける HFC の封入	製造時の使用 量×単位使用 量当たりの排 出量	—	tHFC/tHFC	0.029
噴霧器の 使用	製品の使用に 伴う排出量	—	—	—
溶剤等の 用途への HFC の使 用	使用量一回 収・適正処理 量	—	—	—

○ パーフルオロカーボン（PFC）の排出量の算定に用いる係数等について、以下のとおり改める。【第7条関係】

地球温暖化対策の推進に 関する法律施行令別表第 11における規定		算定省令における規定		
算定対象 活動	算定式	排出係数		
		区分	単位	値
パーフル オロカー ボン （PFC） の製造	製造量×単位 製造量当たり の排出量	—	tPFC/tPFC	0.0031
半導体素 子等の加 工工程で のドライ	PFC 使用量× 単位使用量当 たりの当該 PFC 排出量－	パーフルオロメタン （半導体素子又は半導 体集積回路の加工に使用 されたもの）	tPFC/tPFC	0.90

エッチング等における PFC、HFC 又は NF3 の使用	回収・適正処理量	パーフルオロメタン (液晶デバイスの加工に使用されたもの)	tPFC/tPFC	0.60
		パーフルオロエタン (半導体素子又は半導体集積回路の加工に使用されたもの)	tPFC/tPFC	0.60
		パーフルオロエタン (液晶デバイスの加工に使用されたもの)	tPFC/tPFC	1.0
		パーフルオロプロパン	tPFC/tPFC	0.40
		パーフルオロシクロブタン	tPFC/tPFC	0.10
	PFC 使用量×単位使用量当たりの PFC-14 排出量－回収・適正処理量	パーフルオロエタン	tPFC-14/tPFC-116	0.20
		パーフルオロプロパン	tPFC-14/tPFC-218	0.10
		パーフルオロシクロブタン (半導体素子又は半導体集積回路の加工に使用されたもの)	tPFC-14/tPFC-c318	0.10
		パーフルオロシクロブタン (液晶デバイスの加工に使用されたもの)	tPFC-14/tPFC-c318	0.010
	PFC 使用量×単位使用量当たりの PFC-c318 排出量－回収・適正処理量	パーフルオロシクロブタンごとの半導体素子又は半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工	tPFC-116/tPFC-c318	0.10
	HFC 使用量×単位使用量当たりの PFC-14 排出量－	トリフルオロメタンごとの半導体素子又は半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工	tPFC-14/tHFC-23	0.070

	回収・適正処理量			
	HFC 使用量× 単位使用量当 たりの PFC- 116 排出量－ 回収・適正処 理量	トリフルオロメタンご との半導体素子又は半 導体集積回路若しくは 液晶デバイスの加工	tPFC- 116/tHFC-23	0.050
	NF3 使用量× 単位使用量当 たりの PFC- 14 排出量－ 回収・適正処 理量	半導体素子又は半導体 集積回路の加工（リモ ートプラズマ方式）	tPFC-14/tNF3	0.020
		半導体素子又は半導体 集積回路の加工（リモ ートプラズマ方式以 外）	tPFC-14/tNF3	0.090
光電池の 製造にお ける PFC の使用	PFC 使用量× 単位使用量当 たりの当該 PFC 排出量－ 回収・適正処 理量	パーフルオロメタン	tPFC/tPFC	0.70
溶剤等の 用途への PFC の使 用	使用量－回 収・適正処理 量	—	—	—
鉄道用シ リコン整 流器の廃 棄	機器廃棄時残 存量－回収・ 適正処理量	—	—	—

○ 六ふっ化硫黄（SF6）の排出量の算定に用いる係数等について、以下のとおり改める。

【第8条関係】

地球温暖化対策の推進に 関する法律施行令別表第 12 における規定	算定省令における規定
---	------------

算定対象 活動	算定式	排出係数		
		区分	単位	値
六ふっ化 硫黄 (SF6) の製造	製造量×単位 製造量当たり の排出量	—	tSF6/tSF6	0.0013
マグネシ ウム合金 の鑄造	マグネシウム 合金の鑄造に よる SF6 使用 量	—	—	—
半導体素 子等の加 工工程で のドライ エッチン グ等にお ける SF6 の使用	使用量×単位 使用量当たり の排出量一回 収・適正処理 量	半導体素子又は半導体 集積回路の加工	tSF6/tSF6	0.20
		液晶デバイスの加工	tSF6/tSF6	0.60
変圧器等 電気機械 器具の製 造及び使 用の開始 における SF6 の封 入	機器製造・使 用開始時の使 用量×単位使 用量当たりの 排出量	—	tSF6/tSF6	0.019
変圧器等 電気機械 器具の使 用	機器使用開始 時に封入され ていた量×単 位封入量当た りの年間排出 量×使用期間 の1年間に対 する比率	—	tSF6/tSF6/年	0.0010
変圧器等 電気機械 器具の点	機器点検時の 残存量一回 収・適正処理	—	—	—

検における SF6 の回収	量			
変圧器等電気機械器具の廃棄における SF6 の回収	機器廃棄時残存量一回収・適正処理量	—	—	—
粒子加速器の使用	(粒子加速器の種類ごとに) 粒子加速器の使用開始時に封入されていた SF6 の量×単位封入量当たりの年間排出量×使用期間の1年間に対する比率	大学その他の研究施設に設置された粒子加速器	tSF6/tSF6/年	0.045
		産業用粒子加速器	tSF6/tSF6/年	0.070
		医療用粒子加速器	tSF6/tSF6/年	2.0
		小規模(1MeV未満)の電子加速器	tSF6/tSF6/年	0.070

○ 三ふっ化窒素 (NF3) の排出量の算定に用いる係数等について、以下のとおり改める。
【第8条の2関係】

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令別表第13における規定		算定省令における規定		
算定対象活動	算定式	排出係数		
		区分	単位	値
三ふっ化窒素 (NF3) の製造	製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tNF3/tNF3	0.00020
半導体素子等の製造	使用量×単位使用量当たりの排出量一回	半導体素子又は半導体集積回路の加工(リモートプラズマ方式)	tNF3/tNF3	0.02

収・適正処理 量	半導体素子又は半導体集積回路の加工（リモートプラズマ方式以外）	tNF3/tNF3	0.20
	液晶デバイスの加工（リモートプラズマ方式）	tNF3/tNF3	0.03
	液晶デバイスの加工（リモートプラズマ方式以外）	tNF3/tNF3	0.30

3. 根拠条項

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第7条第1項第1号から第8号まで及び別表第7から別表第13まで

4. 今後の予定

施行期日：令和6年4月1日

以上